

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、特定非営利活動法人岡山県社会復帰支援機構（以下「本機構」という。）という。

(事務所)

第 2 条 本機構は、主たる事務所を岡山県岡山市に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 本機構は、生活困窮者等が、善良な社会の一員として生活するためには、就労、住居、医療、教育が重要であることから、自立相談支援活動を行うことにより、生活困窮者等の円滑な社会復帰と健全な社会生活の推進を図り、もって個人及び公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第 4 条 本機構は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 地域安全活動
- (4) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

(事業の種類)

第 5 条 本機構は、第 3 条の目的を達成するため特定非営利活動に係る事業として次の事業を行う。

- (1) 生活困窮者自立相談支援事業
- (2) 入居支援事業（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく事業を含む）
- (3) その他、本機構の目的を達成するために必要な事業

第 3 章 会 員

(種別)

第 6 条 本機構の会員は、次の 2 種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員は、本機構の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員は、本機構の事業に賛助するため入会した個人及び団体

(入会)

第 7 条 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会手続きにより会員となる。

2 会員の入会については、特に条件を定めない。

3 入会の申し込みがあったときには、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

4 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第 8 条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するときは、理事会の議決により、これを除名することができる。

この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) 本機構の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、理由の如何を問わず返還しない。

第4章 役員及び職員

(役員の種類及び定数)

第13条 本機構に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以内
 - (2) 監事 1人
- 2 理事のうちから、理事長1人、副理事長3人以内とする。

(役員を選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

ただし、それらの選任が補充の人事を行うなど急を要するときは、理事会において選任することができる。
この場合においては、当該理事会開催後、最初に開催する総会において承認を受けなければならない。

- 2 理事長、副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が、1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、本機構の理事又職員を兼ねることができない。

(役員職務)

第15条 理事長は、本機構を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、この機構の業務について、この機構を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ定めた順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、本機構の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) 本機構の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、本機構の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又は本機構の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集

を請求すること。

(役員任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定に係わらず後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後、最初の総会が終結するまで任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会における出席会員総数の3分の2以上の多数による議決により、これを解任することができる。

この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関して必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

(名誉理事長、顧問及び相談役)

第20条 本機構に、名誉理事長1人、名誉副理事長3人以内、顧問及び相談役を置くことができる。

2 名誉理事長、名誉副理事長、顧問及び相談役は、理事会において選任する。

3 名誉理事長、名誉副理事長、顧問及び相談役は、本会の運営に関する重要な事項について、理事長の諮問に答える。

(事務局の設置)

第21条 本機構に、その事務を処理するために、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

3 事務局長及び職員任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第22条 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第23条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第24条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第25条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

- (3) 合併
- (4) 役員を選任又は解任
- (5) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第26条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(総会の招集)

第27条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号に規定する請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により7日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第28条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第29条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第30条 総会における議決事項は、第27条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

ただし、出席した正会員の過半数の賛成により新たな事項を議題とすることができる。

2 総会の議事は、この定款に別に定める場合を除き、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(総会における議決権等)

第31条 各正会員の議決権は、平等とする。

2 総会に出席できない正会員は、代理の者に出席及び表決を委任し、又はあらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法により表決することができる。

3 前項の規定により委任し、又は書面若しくは電磁的方法により表決した正会員は、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第32条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 開会の日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面又は電磁的方法による表決者若しくは表決委任者がある場合は、その数を付記する。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 名が、記名・押印しなければならない。

3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 6 章 理事会

(理事会の構成)

第 33 条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第 34 条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) 役員の職務及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。）

その他、新たな義務の負担及び権利の放棄

- (8) 事務局の組織及び運営
- (9) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第 35 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めるとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を示して招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第 36 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、7 日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第 37 条 理事会の議長は、理事長とする。

(理事会の議決)

第 38 条 理事会における議決事項は第 36 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

ただし、緊急の場合は議案を提案することができる。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の議決権等)

第39条 各理事の議決権は、平等とする。

2 理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法により表決することができる。

3 前項の規定により書面又は電磁的方法により表決した理事は、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第40条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 開会の日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者がある場合はその数を付記する。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名が、記名・押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第41条 本機構の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立の時の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第42条 本機構の資産は、特定非営利活動に係わる事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第43条 本機構の資産は、理事会の議決を経た方法により、理事長が管理する。

(会計の原則)

第44条 本機構の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第45条 本機構の会計は、特定非営利活動に係わる事業会計とする。

(事業計画及び活動予算)

第46条 本機構の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第47条 前条の規定に係わらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 48 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 49 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 50 条 本機構の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を経て、理事会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 51 条 本機構の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 52 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他、新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 53 条 本機構が、定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係わる事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る。）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（定数に関する事項を除く。）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係わるものに限る。）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 54 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係わる事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消

2 前項第 1 号の事由により本機構が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 55 条 本機構が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残余する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、解散時の総会において選定した者に譲渡するものとする。

（合併）

第 56 条 本機構が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

（公告の方法）

第 57 条 本機構の公告は、本機構の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、本機構の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第 10 章 雑 則

（施行細則）

第 58 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

（附則）

- 1 この定款は、本機構の成立の日から施行する。
- 2 本機構の設立当初の役員は、次のとおりとする。
理事長 物部 努、副理事長 則武宣弘、理事 吹元雄司、理事 石井昭彦、監事 橋本 勝
- 3 本機構の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定に係わらず、本機構成立の日から平成 31 年 3 月 31 日までとする。
- 4 本機構の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 46 条の規定に係わらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 本機構の設立当初の事業年度は、第 51 条の規定に係わらず、本機構成立の日から平成 30 年 3 月 31 日までとする。
- 6 本機構の設立当初の入会金及び会費は、個人・団体ともに、第 8 条の規定に係わらず次のとおりとする。
 - (1) 正会員 入会金 5,000 円 正会員 年会費 1 口 1,000 円以上
 - (2) 賛助会員 入会金 3,000 円 賛助会員 年会費 1 口 1,000 円以上